|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式５５の２ |  |  |  |  |  |  |  |
| 精神療養病棟入院料の施設基準に係る届出書 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １　重症者加算１に係る要件 |  |  |  |  |  |  |
| （１） | 精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択 | 　□　常時対応型精神科救急医療施設 |
| 　□　身体合併症対応施設 |
| 　□　地域搬送受入対応施設 |
| 　□　身体合併症後方搬送対応施設 |
| （２） | 精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択 | 　□　輪番対応型精神科救急医療施設 |
| 　□　協力施設 |
|  | ①　当該保険医療機関の時間外、休日又は深夜における入院件数 | 件（≧４件） |
|  |
| 　 |  | ①のうち、精神科救急情報センター、救急医療情報センター、都道府県、市町村、保健所、警察、消防（救急車）、救命救急センター、一般医療機関等からの依頼件数 | 件（≧１件） |
|  | 　 |
|  | 　 |
|  | ②　当該保険医療機関の時間外、休日又は深夜における外来対応件数 | 件（≧10件） |
|  |
| 　 |  | ②のうち、精神科救急情報センター、救急医療情報センター、都道府県、市町村、保健所、警察、消防（救急車）、救命救急センター、一般医療機関等からの依頼件数（夜間、休日又は深夜以外の依頼件数も含む。）。 | 件 |
|  | 　 |
|  | 　 |
| （３） | ③　当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、他医療機関で時間外、休日又は深夜の外来診療や、救急医療機関で診療協力（外来、当直、対診等）を行った回数 | 回（≧６回） |
|
|
| ④　当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、都道府県等に協力し診察業務等を行った回数 | 回（≧１回） |
|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２　退院調整加算に係る要件 |  |  |  |  |  |  |
| 退院調整加算の届出の有無 | 有　　　　・　　　　無 |
|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３　退院支援部署に係る構成員 |  |  |  |  |  |  |
| 区分 | 氏名 |
| ア　精神保健福祉士 |  |  |  |  | 　 |
| イ　該当する□に「Ｖ」を記入すること。 | 　 |
| □看護師　　□作業療法士　□精神保健福祉士 |
| □社会福祉士　　□臨床心理技術者 |
| ４　精神保健福祉士配置加算に係る要件 |  |  |  |  |
| 区分 | 氏名 | 勤務時間 |
| 病棟配置の精神保健福祉士 |  |  |
| 退院支援部署配置の精神保健福祉士 |  |  |
|  |  |
| １年前６月間の当該入院料に係る病棟への延べ入院患者数（措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で当該保険医療機関へ入院となった患者を除く）（b） |
| 　　　年　　月～年　　　月（a） | （b）　　　　　　　　　名 |
| 上記患者のうち、１年以内に退院し在宅へ移行※した患者数（c） |
| 　　　　　　　　　　　 （c） 　　　　　　　名 |
| （c）／（b）＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| ※在宅へ移行とは、患家又は精神障害者施設へ移行することをいう（ただし、死亡退院及び退院後に医科点数表第１章第２部通則５の規定により入院期間が通算される入院をした場合は除く。）。また、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設に入所した場合を除いたものをいう。 |

［記載上の注意］

１．重症者加算１を届け出る場合、当該保険医療機関又は当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医の届出前直近１年間の実績を記載し、（１）、（２）又は（３）のいずれかの要件を満たすこと。具体的には、（２）の場合、当該保険医療機関が精神科救急医療体制整備事業のいずれかの施設に該当し①又は②の要件を満たし、（３）の場合、③又は④の要件を満たすこと。実績等については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。

２．「４」の精神保健福祉士配置加算に係る要件の、退院支援部署配置の精神保健福祉士については、精神療養病棟入院料の退院調整加算又は精神科地域移行実施加算の退院支援部署又は地域移行推進室の精神保健福祉士と同一でも良い。また、勤務時間については就業規則等に定める所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記載すること。

３．「４」の（a）には、算出に係る期間を記入する。算出に係る期間とは、届出前月の１年前から起算して過去６月間の期間を言う。例えば平成26年４月からの届出の場合、平成24年10月～平成25年３月となる。

４．「４」を届け出る場合、当該病棟は以下の条件を満たしていることが必要である。

　　　（c）／（b）　≧　0.7